

下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を未然に防止し、市内の通学路において通行人の安全を確保するため、市長が適当と認めた者が行う通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去事業に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック造（補強コンクリートブロック造を含む。）、石造、れんが造その他の組積造の塀で、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 通学路（令和3年12月15日付け下関市耐震改修促進計画の別紙において定める通学路をいう。）に面していること。
- (3) 耐震診断（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知の別紙1ブロック塀の点検のチェックポイントによる点検を含む。）の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (4) 道路面からの高さが1メートル以上あること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の所有者（相続人を含む。）又は管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 販売を目的として整地及び建物解体工事をする際にブロック塀等を撤去する者
- (3) 道路整備に伴う移転補償を受けてブロック塀等を撤去する者
- (4) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) その他特に市長が不相当とする者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が解体工事業者又は建設業者に依頼して行うブロック塀等の全部を撤去する工事その他市長が特に必要があると認める工事とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等の撤去に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額又はブロック塀等の長さ1メートルにつき20,000円を乗じた額のいずれか少ない方の額とし、その上限を100,000円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 補助対象者は、次条第1項の規定による交付申請の前に、市長に対し当該申請内容について事前相談を行うものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業に要する費用の見積書（内訳がわかるもの）の写し
- (3) ブロック塀等の位置図
- (4) ブロック塀等の配置図及び平面図（ブロック塀等の高さ、長さ、厚みその他必要な事項を明記すること。）
- (5) ブロック塀等の現況写真
- (6) ブロック塀等の所有者であることを示す書類（ブロック塀等が存する

土地の登記事項証明書、固定資産（土地・家屋）課税台帳兼名寄帳の写し等）

(7) 補助対象事業を施工する建設業者の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可書の写し

(8) 市税の滞納なしの証明書

(9) ブロック塀等の耐震診断結果の写し又は別記 1 若しくは別記 2 の点検表

(10) ブロック塀等の所有者の同意書（様式第 3 号）（補助対象者がブロック塀等の管理者の場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の者は、次条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手してはならない。

（交付の決定）

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第 10 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金（変更）交付決定通知書（様式第 4 号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第 9 条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の推進）

第 12 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金取下げ申出書(様式第6号)により、当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第8条第2項の規定を準用する。この場合において、前項の申請書に添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 前項の場合においては、第11条の規定を準用する。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該交付の決定のあった日の属する会計年度の1月末日のいずれか早い日までに、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の施工に係る工事請負契約書の写し又は請書の写し

- (2) 補助対象事業に要した費用の請求書の写し（内訳を含む。）及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業の実施状況がわかる写真（工事中及び工事完了時に撮影したもの）
- (4) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第18条 第16条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付請求書（様式第10号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第19条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求のあった日から30日以内に補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第20条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、

当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定による取消しの通知は下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付取消通知書(様式第11号)により、第2項の規定による返還の命令は下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金返還命令書(様式第12号)により行うものとする。

(質問等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第23条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第24条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

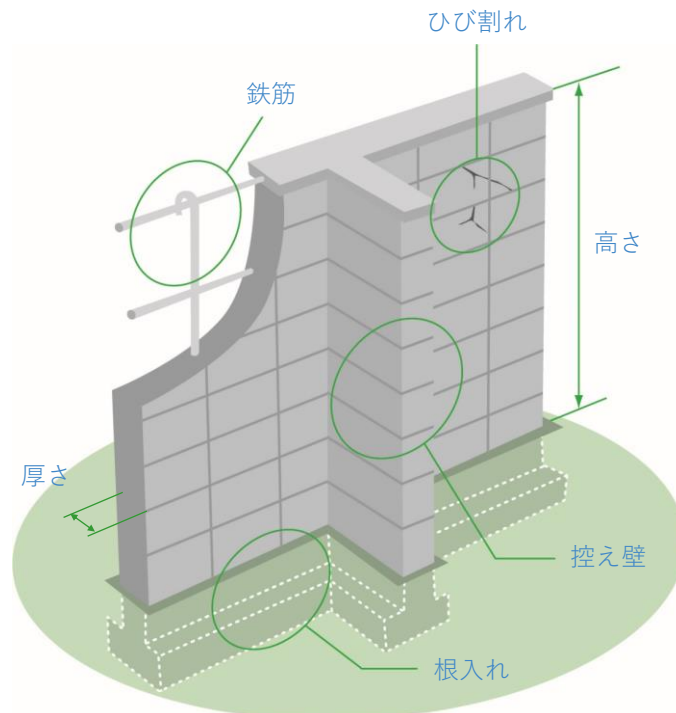
2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなお、その効力を有する。

別記1 (第8条関係) 補強コンクリートブロック造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2. 2m以下	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		高さ2m以下の塀で10cm以上	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	控壁 (高さが1.2mを超える場合)	3. 4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	基礎	鉄筋コンクリート造の基礎がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		丈は35cm以上で、根入れ深さが30cm以上 (高さが1.2mを超える場合に限る)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、ひび割れがない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	鉄筋	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		縦筋は、壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	評価	6項目のうち、1つでも不適合があれば、倒壊の危険性あり		

※わからない場合は不適合とする

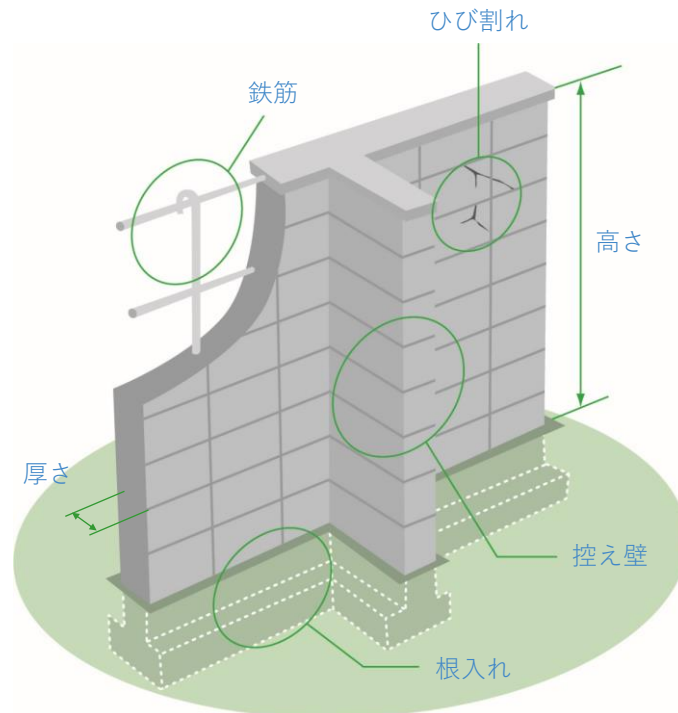
※鉄筋が入っていないことが明らかな場合は、別記2「組積造の塀の点検表」を使用すること



別記2（第8条関係） 組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1. 2 m以下	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	壁の厚さ	各部分の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	控壁	4 m以内ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している 又は 壁の厚さが必要寸法（上記2の寸法）の1.5倍以上ある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	基礎	根入れ深さが20 cm以上ある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、ひび割れがない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	評価	5項目のうち、1つでも不適合があれば、倒壊の危険性あり		

※わからない場合は不適合とする



様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書

下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業の名称

年度 下関市危険ブロック塀等撤去事業

2 補助対象事業の目的及び内容

市内の通学路に面する危険なコンクリートブロック造（補強コンクリートブロック造を含む。）、石造、れんが造その他の組積造の塀を撤去し、通行人の安全を確保するもの。

3 補助対象事業の実施場所

下関市 _____

4 補助対象事業に要する経費（税抜）

金 _____ 円

5 補助金交付申請額

金 _____ 円

6 誓約事項

※私は、ブロック塀等に共有者（相続人を含む。）がいる場合、当該ブロック塀等について当該者全員の同意を得ていること及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。

※私は、ブロック塀等に所有権以外の権利を有する者がある場合、当該ブロック塀等の撤去について当該者全員の同意を得ていること及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。

※私は、ブロック塀等の所有者と当該ブロック塀等が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合、当該ブロック塀等の撤去について当該者全員の同意を得ていること及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。

※私は、暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。

※補助対象事業の実施に当たり、他の補助金等の交付を受けないことを誓約します。

年 月 日

申請者氏名（自署）

7 添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し（内訳がわかるもの）
- (3) ブロック塀等の位置図
- (4) ブロック塀等の配置図及び平面図（ブロック塀等の高さ、厚さ、長さその他必要な事項を明記すること）
- (5) ブロック塀等の現況写真
- (6) ブロック塀等の所有者であることを示す書類の写し（ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書、固定資産（土地・家屋）課税台帳兼名寄帳の写し等）
- (7) 補助対象事業を施工する建設業者の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可書の写し
- (8) 市税の滞納なしの証明書
- (9) ブロック塀等の耐震診断結果の写し又は別記1及び別記2の点検表
- (10) ブロック塀等の所有者の同意書（様式第3号）（補助対象者がブロック塀等の管理者の場合に限る。）
- (11) その他必要と認める書類

事業実施計画書

申請者： _____

工事概要	所在地			
	建築年次	年	月	
	塀の種類	<input type="checkbox"/> 組積造（ 積み） <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造		
	ブロック塀等の規模	長さ	高さ	厚さ
m		cm	cm	
工事期間	年 月 日 から 年 月 日			
施工業者	所在地			
	名称			
	電話番号			
	建設業の許可			
交付対象 事業費の 算定	総工事費	円		
	①補助対象経費（税抜）	円		
	①の2/3の額	円（②）		
	撤去長さによる算出額	撤去するブロック塀等の長さ×20,000円/m 円（③）		
	補助金の上限額	100,000円（④）		
	補助金交付申請額 （千円未満切り捨て）	②、③、④のうち最小の額 円		

様式第3号（第8条関係）

ブロック塀等の所有者の同意書

年 月 日

管理者 住 所 _____
氏 名 _____ 様

所有者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

私は、私が所有する次のブロック塀等に関して、次の行為を行うことについて同意します。

- ・ブロック塀等を撤去すること。
- ・管理者が下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金の申請を行うこと。
- ・管理者が下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金の交付を受けること。

ブロック塀等の所在地

下関市 _____

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市危険ブロック塀等撤去事業の補助金の交付については、下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付額 金 円

2 交付条件

- (1) 下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- (2) 下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管すること。

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市危険ブロック塀等撤去事業の補助金の交付については、審査の結果、下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第11条第2項の規定により、交付しないことを通知します。

1 補助対象事業の実施場所

下関市

2 不交付の理由

- 撤去するブロック塀等が、下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第4条第2項の条件を満たしていないため。
- 下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第9条に定める予算の範囲を超えるため。
- その他

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 住所
氏名

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金取下げ申出書

年 月 日付けで申請した下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書について、下記により補助対象事業を中止し、又は廃止したいので、下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第13条第1項の規定により交付の申請の取下げを申し出ます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

記

1 中止し、又は廃止したい理由

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 住所
氏名

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を下記のとおり変更したいので、下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第14条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

※ 添付書類

交付申請の際に添付した書類のうち、変更に係る書類を添付すること。

- (4) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 住所
氏名

下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定の通知のあった
下関市危険ブロック塀等撤去事業について、下関市危険ブロック塀等撤去事業
費（通学路）補助金交付要綱第18条の規定により次のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 振込先

振込先 金融機関	金融機関名	金融機関名 銀行・金庫 農協・漁協
		支店名 本店・支店 支所・出張所
	口座の種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	フリガナ	
	口座の名義人	

（注）口座名義は、交付決定者（申請者）と同一人としてください。

様式第 1 1 号（第 2 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の額を（決定・確定）した
下関市危険ブロック塀等撤去事業の補助金については、下関市危険ブロック塀
等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第 2 1 条第 1 項及び第 4 項の規定によ
り、次のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消します。

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 交付（決定・確定）額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消金額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更後の（決定・確定）額 | 金 | 円 |
| 4 | 取消理由 | | |

様式第12号（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金の額を確定し、交付した
下関市危険ブロック塀等撤去事業の補助金については、下関市危険ブロック塀
等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱第21条第2項及び第4項の規定によ
り、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 既交付額 金 円
- 2 返還金額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由